

ごかのお知らせ

お知らせ

住宅取得を支援します

〔定住化促進事業〕

(政策財務課)

町では、人口増加及び定住促進を図るため、町内において定住を目的に自己用住宅を取得した方を対象に、次のとおり奨励金を交付してまいります。

○対象者

平成22年4月1日以降に五霞町に転入された方で、平成25年12月31日までに町内に住宅を取得された方。

※Uターンの場合には、五霞町から転出後、1年以上経過している方となります。

○奨励措置

奨励金は、固定資産税の家屋部分相当額の一部等となります。また、交付期間は、対象となる住宅に固定資産税が最初に賦課される年度から3年間となります。

○交付申請

当該年度の1月末までに申請が必要です。

なお、申請は年度ごととし、申請書類は町で定めた交付申請書と次の書類が必要です。

- ①住民票謄本
- ②建物登記簿謄本(写し)
- ③固定資産税課税明細書(写し)
- ④町税納税証明書

※奨励金の交付申請は、町税

(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)を完納していることが条件です。

○受付締切

平成27年1月30日(金)まで

○奨励金の支払い

奨励金の支払いは、当該年度の町税を完納していただいたことを確認してからになります。

○お問い合わせ

政策財務課 政策G
☎(84)1111 (内線221)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)について

(町民税務課)

事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従

業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)、納入していただく制度です。地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から一斉に原則特別徴収により納めていただくことになっていきます。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便向上につながります。事業主の皆様には来年度からの実施にご理解ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の年末調整用納付証明書を交付します

(町民税務課)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を普通徴収(現金納付・口座振替)により納めている方は、年末調整に添付する納付証明書を各担当課にて交付します。

なお、保険税(料)の特別徴収(年金天引き)分の納付証明は、1月下旬に送付される年金

源泉徴収票に控除される金額が記載されていることから、確定申告での二重控除を防止するため、原則として交付しておりません。

※給与所得のある年金受給者のうち確定申告の必要が無い方については、年末調整で特別徴収により納付した保険税(料)を社会保険料控除に含められるよう、本証明書を交付いたしますので、各担当窓口でお申出ください。その後、確定申告をする必要がありません。ようご注意ください。

○交付場所

- ・国民健康保険税納付証明書 町民税務課 ③窓口
- ・後期高齢者医療保険料納付証明書 町民税務課 ③窓口
- ・介護保険料納付証明書 健康福祉課 ⑥窓口

○交付開始日

11月4日(火)から

※ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)
健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)